山ノ内町奨学金制度のご案内

≪概 要≫

◆ 貸与の対象者

学校教育法の規定に基づく高等学校、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に 在学する者。(専修学校は高等課程及び専門課程に限る)

◆ 貸与の要件

- ①本人又は本人と生計を一にする者が町内に引き続き1年以上居住していること。
- ②学業成績及び性行が優秀であること。
- ③日本学生支援機構その他の団体から別に学資の貸与、給付、減免を受けていないこと。
- ④日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者であること。

◆ 必要書類

- ①奨学生願書(様式第1号)、在学証明書(入学前の場合は、入学通知書の写し)
- ②奨学生推薦調書 (様式第2号) 及び成績証明書
- ③保護者の資産・所得・納税証明書(町教育委員会が税務資料を閲覧することについて 承諾いただける場合は提出不要です。)
- ④その他町長が必要と認める書類
- ◆ 貸与額及び償還年数

(表1)

(衣!)	区			貸与月額	償還年数
 高等学校	国・公立	/1	自宅	20,000円以内	8年
			自宅外	25,000円以内	0 +
	私立		自宅	25,000円以内	
	144 11				
	4 0 5		自宅外	30,000円以内	4.05
高等専門学校	1~3年	国・公立	自宅	20,000円以内	12年
	の間		自宅外	25,000円以内	
		私立	自宅	25,000円以内	
			自宅外	30,000円以内	
	4~5年	国・公立	自宅	45,000円以内	
	の間		自宅外	50,000円以内	
		私立	自宅	50,000円以内	
			自宅外	55,000円以内	
4年制大学	国・公立		自宅	45,000円以内	15年
			自宅外	50,000円以内	
	私立		自宅	50,000円以内	
			自宅外	60,000円以内	
6年制大学	国・公立		自宅	45,000円以内	20年
			自宅外	50,000円以内	
	私立		自宅	50,000円以内	
			自宅外	60,000円以内	
短期大学	国・公立		自宅	45,000円以内	8年
			自宅外	50,000円以内	
	私立		自宅	50,000円以内	
			自宅外	55,000円以内	
専修学校	私立	高等課程	自宅	20,000円以内	8年
			自宅外	25,000円以内	
		専門課程	自宅	45,000円以内	
			自宅外	50,000円以内	
		高等課程	自宅	25,000円以内	
			自宅外	30,000円以内	
		専門課程	自宅	50,000円以内	
			自宅外	55,000円以内	

- ◆ 貸与の条件
- ・貸与の利率 無利子
- ・貸与の期間 正規の修業期間。ただし、大学は4年を限度とする。
- ◆ 奨学金の交付

毎年6月、8月、11月、2月に3ヶ月分を奨学生に交付する。

◆ 奨学金の償還

学校卒業後、6ヶ月経過後から、表1の償還年数で月賦、半年賦又は年賦で償還しなければならない。(全部又は一部を繰上償還することも可能)

- ◆ 償還免除
- ・奨学生又は奨学生であった者が死亡した場合。(要届出)
- ・奨学生が、卒業後、町内に居住してからの資金の償還期間が10年経過し、引き続き 町内に居住する場合、償還未済額の償還を免除。(要届出)

≪申込受付期間≫

毎年4月1日~4月25日まで ※25日が土日祝日の場合は翌平日まで

≪貸与決定後の手続き≫

- ◆ 誓約書(様式第3号)の提出(連帯保証人及び保証人の連署を要する) ※連帯保証人は親権者又は後見人とし、保証人は町内に居住し、且つ、相当の資力を 有する成年者(別世帯)でなければならない。
 - ※所得証明書、納税証明書、印鑑証明書の添付

≪奨学金の休止・停止≫

◆ 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間の資金の貸与を休止する。

◆ 奨学金の停止

次に該当する場合は、翌月分から奨学金の貸与を停止する。

- ①貸与の要件を欠くに至ったとき。
- ②その他奨学生として不適当と認めるとき。

≪貸与完了後の手続き≫

◆ 奨学資金借用証書 (様式第4号) の提出 (連帯保証人及び保証人の連署を要する) ※所得証明書、納税証明書、印鑑証明書の添付

≪届け出の義務≫

- ①休学、復学、転学又は退学したとき。
- ②本人又は連帯保証人若しくは保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動があったとき。
- ③連帯保証人又は保証人が死亡し、若しくはその他の事由により資格を失い、又は町長が不適当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別の連帯保証人又は保証人を定めて変更届を提出しなければならない。

≪その他≫

奨学生に進学、傷病等の事由が生じ、償還が困難と町が認めたときは、償還猶予の制度がありますのでご相談ください。

(問合せ先)

山ノ内町教育委員会事務局こども未来課学校教育係(Ta:0269-33-1102)